

平成29年3月21日

福島県都市計画課

国土交通省「都市計画運用指針」の改正（平成28年4月）に伴う 県と市町村の協議ルールの見直しについて

1. 国「都市計画運用指針」平成28年4月改正について（要約）

（背景）

地方分権第一次一括法（平成23年5月公布）に基づく、都市計画決定に対する都道府県による関与の縮減を内容とする都市計画法の改正（平成23年8月施行）により、市が決定する都市計画については県の同意が不要（協議）となった。

また、第五次一括法（平成27年6月公布）により、今後、町村についても県の同意が不要となることが想定されることから、個別の都市計画決定の手続きについて改正する。

（内容）

都道府県知事と市町村は相互に説明を尽くし協議が整うように努めるべきであり、以下の点について調整の上ルール化しておくことが望ましい。（都市計画運用指針）

- ①各協議における都道府県知事の意見を踏まえた案としない場合は、県の意見とそれに対する市町村の考え方を都市計画審議会に示すこと。（参考資料1-P7～8, 「(注9、10)」）
- ②県と市町村の協議における標準的処理期間を設定することによって時間管理を行うこと。（参考資料1-P8, 「(注11)」）

2. 見直し方針

「都市計画運用指針」の改正に伴い、県と市町村の協議ルールの見直しが必要となったため、県が作成した「都市計画決定の手引き」（平成26年4月改訂）について、上記改正内容を踏まえ、改訂するものです。

なお、見直しに当たっては関係市町村（都市計画区域を有する44市町村）との調整を実施し、改訂内容へ反映することとします。

3. 福島県「都市計画決定の手引」について

国土交通省「都市計画運用指針」を基本とし、県及び関係市町村の都市計画決定に係る各種手続きについて具体的に定めているもので、県では原則として、本手引に則り決定することとしています。

4. 関係市町村との調整結果について

関係市町村へ県の改訂案と意見調整の経緯を示し、改訂に対する同意の可否について意見照会した結果、全44市町村のうち1市（伊達市）を除く43市町村の同意を得られたため、調整が図られたと判断し、改定することとします。